

デイサービスおがわさん家運営規程

地域密着型通所介護事業所

(事業の目的)

株式会社ゆう・コーポレーションが開設するデイサービスおがわさん家（以下「事業所」という。）の従業者が、要支援及び要介護状態にある高齢者又は事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う。

- (1) 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (2) ハラスメント対策の策定、方針の明確化に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスおがわさん家
- (2) 所在地 さいたま市緑区大間木3丁目3番地6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者及びその家族からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、関係機関との調整を行う。
- (3) 看護職員 1名以上
利用者の健康状態を管理し、衛生上の指導及び心身の状況に応じた看護及び機能訓練・口腔機能向上の提供にあたる。（ただし、口腔機能向上サービスを行わない場合は看護職員についての雇用の必要はないこととする）
- (4) 介護職員 サービス提供時間を通じ1名以上
地域密着型通所介護の提供にあたる。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員として運動の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（ただし、祝日・年末年始12/28～1/4を除く。）

(2) 営業時間

午前8時00分～午後6時00分

(3) サービス提供時間

午前8時30分～午後5時30分

(4) 延長利用 午後5時30分～午後8時00分

(事業の単位及び利用定員)

第6条 事業の単位及び利用定員は、次のとおりとする。

(1) 単位 1単位

(2) 利用定員 10人

(サービスの提供方法、内容及び利用料等)

第7条

1 地域密着型通所介護の提供方法及び内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

(1)入浴 (2)送迎 (3)昼食 (4)生活相談 (5)処遇改善加算Ⅲ (6)科学的介護推進体制加算 (7)その他

2 その他の費用として、次の各号に掲げることを希望した場合は支払いを受けるものとする。

(1)

・昼食代金 770円 夕食代金 990円

・飲み物代金 (原価)

・ミネラル水代金として100円/1日

(2) レクリエーション材料費 (使用した分)

(3) おむつ代 250円/1枚

(4) パット代 170円/1枚

(5) 美容料金 (技術料・消耗品費用)

(6) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要した費用 500円

(7)毎月の提供票による利用日をキャンセルする場合は一律3,000円のキャンセル料を支払う。また、ケアプランに基づく入浴サービスをキャンセルする場合は一律500円のキャンセル料を支払う

(8) 初回備品セット1,200円 (連絡ノート、ファイル、名札、箸、コップ等自宅にある物を使用するの可)

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明をした上で同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市緑区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 気分が悪くなった場合は速やかに申し出ること
- (2) 事業所の施設及び設備は他の迷惑にならないよう利用すること
- (3) その他管理上必要な事項に協力すること

(緊急時等における対応方法)

第10条 サービスの提供中に利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、適切な処置を行うとともに、管理者に報告、必要に応じ主治医及び利用者の家族への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条

1 事業所は、消火設備その他非常災害対策に際して具体的な計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事前(契約時)に①事務所②避難場所(尾間木公民館)の順にお迎えの事由を家族に周知しなければならない

※尾間木公民館 さいたま市緑区大間木4 7 2 番地(緑消防署2階)

(その他運営についての留意事項)

第12条

1 事業所は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) 運営推進会議を12か月に1度開催する

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ゆう・コーポレーションと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第13条 当事業所がお預かりしている個人情報については、保護に努めるとともに利用目的を明らかにし、その利用目的の範囲を超えて利用しないものとする。

(感染症の予防・まん延防止)

第14条 事業者は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期的に行い、

研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努めます。

(2) 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定めます

(3) 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を半年に1回定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。

(虐待防止)

第15条 事業者は、事業所内外での高齢者虐待防止のために、次にあげる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待発生・再発防止を啓発・普及するための研修を定期的実施し、研修を通じて虐待の発生・防止のための指針を定めます。委員会を年に1回定期的に開催、担当者の設置、指針整備を行い、その結果について、従業員に周知徹底致します。

附 則

この規程は、2023年3月1日から施行する。